

補 助 金 精 算 額 内 訳 書（総括表）

補助事業者名

事 業 区 分	総 事 業 費 (A)	寄附金その他の 収入額 (B)	差 引 額 (A) - (B) (C)	対象経費の 実支出額 (D)	選 定 額 (E)	基 準 額 (F)	県補助基本額 (G)	県補助所要額 (H)	補助金交付決 定額 (I)	補助金受入済額 (J)	差引過(△) 不足額 (J)-(H)又は(I) (K)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(1) 訪問介護サービス提供責任者研修事業											
(2) アセッサー講習受講支援事業											
(3) 市民後見推進事業											
(4) 介護支援専門員資質向上事業											
(5) キャリア別研修事業											
(6) 外国人介護人材受入施設環境整備事業											
(7) 介護従事者等向け権利擁護研修事業											
(8) 介護現場におけるハラスメント対策事業											
(9) 外国人留学生奨学金給付等支援事業											
(10) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業											
(11) 外国人介護人材定着支援事業											
(12) 外国人介護人材研修支援事業											
合 計											

- (注) 1 本調書へは予定額ではなく、すべて実績額を記入すること。

2 (A)欄は本事業に要したすべての経費の実支出合計額を記入すること。

3 (B)欄は交付要綱第4第2項に定める収入額を記入すること。

4 (D)欄は別表1に掲げる「補助対象経費」について別紙8で算出した実支出額を記入すること。

5 (E)欄は各事業ごとに(C)欄と(D)欄を比較して少ない方の金額を記入すること。

6 (F)欄は別紙8で算出した基準額を記入すること。
- 7 (G)欄は各事業ごとに(E)欄と(F)欄を比較して少ない方の金額を記入すること。

8 (H)欄は各事業ごとに(G)欄に補助率を乗じて得た額を記入すること。(1,000円未満は切り捨てること。ただし、事業区分の(2)の事業を除く。)

9 市民後見推進事業については、別紙7－1を添付すること。

10 外国人留学生奨学金給付等支援事業については、別紙7－2を添付すること。

11 外国人介護人材定着支援事業については、別紙7－3を添付すること。